

発議第1号

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出

提出者

香芝市議会議会運営委員会

委員長 上田井 良二

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
香芝市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２２号）の一部
を次のように改正する。

別表中「１００円」を「５０円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の香芝市議会の個人情報の保護に関する条例別表の
規定は、この条例の施行の日以後に開示決定をした開示請求に係る手数料に
ついて適用し、同日前に開示決定をした開示請求に係る手数料については、
なお従前の例による。